

台風により被災された方の**住宅再建を支援**

—令和元年台風第15号・第19号被害への対応—

◇令和元年9月・10月に県内を通過した台風第15号(房総半島台風)・台風第19号(東日本台風)は、記録的な暴風や大雨により県内各地に**甚大な被害**※1をもたらしました。

※1 住家被害件数 台風第15号:4,794棟(R1.11.28時点) 台風第19号: 5,113棟(R1.12.24時点)

◇このため、被災された方の住宅再建に向けた様々な支援施策に取り組みました。

公営住宅等・応急仮設住宅の提供

住宅を被災された方の仮住まいを確保するため、市町村と連携しながら、**無償で公営住宅等を提供したほか、応急仮設住宅も提供しました。**

○公営住宅等(県営住宅・市町営住宅、国家公務員住宅)

- ・提供戸数:195戸※2
- ・既存ストックを活用することにより、発災後速やかに提供することができました。

○応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)

- ・提供戸数:17戸※2
- ・関係機関※3の協力のもと、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供しました。

○応急仮設住宅(建設型応急住宅)

- ・提供戸数:24戸※2
- ・応急仮設住宅を建設し、提供しました。

※2 台風第19号被災者に提供した累計戸数(R2.2.28時点)

※3 (公社)茨城県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会茨城県本部
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会



公営住宅等の提供
(入居者への鍵渡し状況)



建設型応急住宅

住宅相談会の実施

住宅の復旧・再建に関する不安や疑問に専門家が応じる相談会を実施しました。

- 関係機関※4の協力のもと、市町村と連携し、無料相談会を実施しました。
- 窓口相談(相談件数:74件)
 - ・地元市役所等で相談に応じました。
- 現地相談(相談件数:16件)
 - ・県の登録制度である「住宅耐震・リフォームアドバイザー」の資格をもつ建築士が被災住宅に伺い、相談に応じました。

※4 (一社)茨城県建築士事務所協会、(一社)茨城県建築士会
(独)住宅金融支援機構



専門家による相談対応

被災した住宅の復旧支援

住宅の復旧工事を支援するため、「被災住宅復旧緊急支援事業」を創設しました。

- 台風第15号における住宅被害は、屋根の被害が多数を占めるという特徴がありました。このため、国の支援制度(交付金)と協調し、補助事業を創設したものです。
- 市町村と連携し、被災された方に対して**復旧工事費の一部を補助**※5し、住宅の復旧を支援するものです。
- 多くの被害が生じた鹿行、県南地域を中心とした15市村で活用されました。

※5 復旧工事費の20%(最大50万円)



被災した住宅(屋根瓦の剥落)